

みなさま、こんにちは。すでにテレビや新聞のニュースでご存じかもしれませんが、昨年9月4日、最高裁判所で民法の規定「非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子）の法定相続分は嫡出子の2分の1は憲法違反」との判決がありました。これにより9月5日以後は、嫡出子と非嫡出子の法定相続分が同等になり、判決前後で相続税の総額が変わるケースが出てきています。今回はこのような場合の今後の相続税について、3つのケースでお伝えします。

① 平成25年9月4日以前に申告または処分により相続税額が確定している

非嫡出子の相続分を最高裁決定に基づいて「嫡出子と非嫡出子の相続分を同等」で計算し相続税額が減少しても、その理由だけで更正の請求（申告のやり直し）は出来ません。ただし、法定申告期限（被相続人が亡くなって10カ月以内）までは申告を何度も出来ますので、その場合は修正して申告することが可能です。

② 平成25年9月4日以前に申告または処分により相続税額が確定しているが、9月5日以後に評価誤りなどの理由で更正の請求や修正申告をする

財産の申告漏れや評価誤りがあった、あるいは遺産分割協議が確定したことや遺留分減殺請求（遺留分を侵害されている相続人が、遺留分を侵害している他の相続人などに対してその侵害額を請求すること）などの理由で改めて相続税額を確定する必要がある場合は、最高裁決定に基づいて「嫡出子と非嫡出子の相続分を同等」として相続税額を計算します。

③ 平成25年9月5日以後に申告

最高裁決定に基づいて「嫡出子と非嫡出子の相続分を同等」として相続税額を計算します。相続開始の日や遺産分割の日、法定申告期限が9月4日以前でも申告が9月5日以後であれば、最高裁決定に基づく計算となります。

なお、9月5日以後に「非嫡出子の相続分2分の1」として既に申告している場合で、「嫡出子と非嫡出子の相続分を同等」として計算し、相続税額が減少するのであれば、その理由で更正の請求をすることが出来ます。

この最高裁判所の判決のニュースを聞いた時、私は「遺言書は無かったのかな？」と思いました。亡くなられる前に相続の話はなかなか難しいと思いますが、出来ることなら無用な争いは避けたいものです。事前の対策やご相談などございましたら、弊社担当者にお問い合わせください。

（文責 谷村 英子）